

様式4

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

平面図を使用し、別添にしてもよい。



縮尺 1/

備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。

2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。

3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1及び2に記載した施設番号を付記して下さい。(色エンピツで着色のこと。蛍光ペンは不可。)

施設 の 名 称	指 定 色
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

4 変更の届出の場合は、下記により変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

新設(設置)の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く) 変更のない施設  (それぞれの指定色でぬる)
 撤去の施設  (それぞれ指定色でクロス斜線を引く) 移設の施設  (それぞれ指定色で斜線を引く)

なお、複雑な変更の場合は、当該部分の現状(撤去分等)図面を別に作成し、当該上面に貼って下さい。

また、建築物屋上等緑化施設等は、図面(壁面緑地は立面図)を作成し、添付して下さい。

5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記入して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一として下さい。

6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、別紙「施設利用実態説明書」に記載するとともに、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

7 環境施設のうち規則第4条第7号等により工場周辺の地域的生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認められる場合は、当該施設に係る資料を添付して下さい。